国会事項

衆議院

辞令

衆議院参事に任命する
議長秘書を命ずる（事務次長）衆議院参事　新宮　愛
庶務部長事務取扱を命ずる（憲政記念館長）同　向大野新治
庶務部副部長事務取扱を命ずる（庶務部人事課企画室長）同　柏　尚志
秘書課議長公邸長を命ずる（秘書課長）同　髙橋　耕一
議事部副部長を命ずる秘書課長事務取扱を命ずる（議事部資料課長）同　近藤　博人
議事部請願課長を命ずる（秘書課議長公邸長）同　宇佐美雅樹
議事部資料課長を命ずる（記録部第二課）同　塩野　剛
記録部総務主幹を命ずる（記録部第三課長）同　大澤　尚子
記録部第二課長を命ずる（記録部総務主幹）同　平間　昭
記録部第三課長を命ずる（庶務部人事課長）同　杉本　憲司
庶務部副部長を命ずる庶務部人事課長事務取扱を命ずる庶務部人事課企画室長事務取扱を命ずる（庶務部営繕課契約監理主幹）同　齋藤　育子
庶務部営繕課長を命ずる（庶務部営繕課ＰＦＩ推進室長）同　山本　徹
庶務部営繕課契約監理主幹を命ずる（庶務部営繕課ＰＦＩ推進室）同　赤木　宏吉
庶務部営繕課ＰＦＩ推進室長を命ずる（議事部請願課長）同　山田　淳一
衆議院調査局調査員に任命する法務調査室首席調査員を命ずる　髙橋　康記
衆議院調査局調査員に任命する財務金融調査室次席調査員を命ずる　吉川美由紀
（予算調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　奥井　啓史
農林水産調査室首席調査員を命ずる（決算行政監視調査室首席調査員）同　駒田　秀樹
予算調査室首席調査員を命ずる（法務調査室首席調査員）同　鈴木　宏幸
決算行政監視調査室首席調査員を命ずる（以上一月一日）

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する　前田　未央
内閣官房国家戦略室室員を免ずる（二十四年十二月二十二日）　山田　淳
（外務省大臣官房審議官（併）経済局）外務事務官
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（二十四年十二月二十五日）　海堀　安喜

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（二十四年十二月二十八日）　壹岐友理子

法務省

（名古屋地方検察庁検事）検事（金沢区検察庁副検事）副検事（大阪区検察庁副検事）同　馬繰　利郎
辞職を承認する（各通）（二十四年十二月三十一日）　林　久雄

財務省

内閣総理大臣秘書官　太田　充
財務事務官に任命する大臣官房審議官を命ずる（大臣官房付）財務事務官（同）同　江島　一彦
大臣官房企画官（各通）（大臣官房企画官）同（主計局主計企画官）同　中村　広樹
（主計局主計企画官）同　奥　達雄
大臣官房付を命ずる財務大臣秘書官事務取扱を命ずる（国際局次長）同　岩元　達弘
財務大臣秘書官事務取扱を命ずる（大臣官房付・財務大臣秘書官事務取扱）同　浅川　雅嗣
主計局主計企画官を命ずる財務大臣秘書官事務取扱を免ずる（主税局税制第一課長）同　中村　稔
主税局総務課長を命ずる（主税局税制第三課長）同　井上　裕之
主税局税制第一課長を命ずる（主税局調査課長）同　鑓水　洋
主税局税制第三課長を命ずる（大臣官房付）同　伊藤　豊
主税局調査課長を命ずる　宇波　弘貴
（大臣官房審議官）同　中江　元哉
願により本官を免ずる（以上二十四年十二月二十六日）

最高裁判所

○定年退官
最高裁判所判事須藤正彦は二十四年十二月二十六日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月四日ミャンマー国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

新年祝賀の儀

一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

官庁報告

官庁事項

賃金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本賃金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年一月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

賃金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更
法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更
日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
静岡県支部	静岡県静岡市葵区駿府町２番６号	静岡県静岡市葵区追手町１番６号	平成24年12月17日（月）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年１月８日

鳥取労働局長　矢澤　由宗

第４号中「１時間695円」を「１時間697円」に改める。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年一月八日

東北経済産業局長　山田　尚義

一　件名　新庄都市ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年二月十三日　午後二時から